

第107回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年3月21日（火）10:00～10:45

2 場 所 中央合同庁舎第7号館（金融庁）12階 共用第2特別会議室

3 出席者

【委 員】

西村 清彦（委員長）、川崎 茂、清原 慶子、西郷 浩、嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、
関根 敏隆、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長

政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 質問第101号の答申「労働力調査の変更について」
- (2) 質問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- (3) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第107回統計委員会を開催いたします。

本日は、河井委員、北村委員が御欠席です。

今日は部会の後で、短い時間ですが委員懇談会をやって、統計改革推進会議の幹事会で、今、どういう形になっているかを簡単に御説明したいと思います。

それでは、これから議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。本日は、答申が1件、質問が1件あります。議事の1で、「労働

力調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料は、資料1になります。議事の2で、「経済産業省企業活動基本調査の変更について」の諮問があります。資料は、資料2になります。なお、議事の3「その他」で、国民経済計算体系的整備部会の部会報告があり、資料は資料3になります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。人口・社会統計部会において審議されております諮問第101号「労働力調査の変更について」の答申案につきまして、白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願ひいたします。それでは、労働力調査の答申案について報告いたします。本調査の変更については、1月の統計委員会での諮問以降、計2回の部会審議を行いました。そして、2月22日に開催した2回目の部会において、本日報告させていただく答申案を取りまとめた次第でございます。前回、2月の統計委員会において、1回目の部会審議の状況について報告しておりますので、2回目の部会審議の状況を中心に説明させていただきます。なお、2回目の部会の議事概要は、資料1の参考資料1として添付しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、資料1の答申案の内容についてです。まず、「1 本調査計画の変更」についての全体的な結論としては、1ページの一番上の「(1) 承認の適否」のところで、全体としては変更を承認して差し支えないとしております。その理由等については、資料1のクリップを外しますと、一番下に、資料1の参考資料3として答申案の概要がございます。それに沿って、前回の統計委員会で報告している内容も一部ありますが、簡潔に説明したいと思います。

初めに、「1 計画の変更」の「(1) 調査事項」についてです。①から⑤までの調査事項については、基本的にはILLOの決議において集計することとされており、新たな定義の失業率を含む未活用労働に係る新たな指標を作成するために必要な情報を、的確に把握するために追加・変更を行うものや、今回の変更に伴い生じる調査事項の重複を削除するものなどであり、国際比較可能性の向上や報告者負担の軽減等の観点から、いずれも適当と判断しております。

続きまして、「(2) 集計事項」についてです。これについて、総務省は、統計の継続性を確保する観点から、現行の完全失業率の公表を維持した上で、今回の未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い、集計事項の充実を図る変更を行うこととしており、国際比較可能性の向上の観点から適当と判断しております。なお、前回の統計委員会でも御質問がありましたが、総務省では、新たな定義の失業率については、平成30年から四半期ごとに公表することとしております。また、季節調整がかけられるのが4年から5年後になるとして、その間はデータを蓄積して、月次公表に向けた検証を行うこととしております。

次に、「2 前回答申における今後の課題への対応状況」についてです。これについて、勤め先における正規の職員、従業員、パート、アルバイトなどの呼称を選択した上で、雇用契約期間を選択する方式に変更することとし、この中で、前回答申に対応する形で、雇用契約期間の選択肢として「わからない」を追加するものであり、前回答申における今後

の課題に対応し、より的確な実態の把握を可能とするものと考えられることから、適当と判断しております。

最後に、2ページの「今後の課題」についてですが、2点、整理しております。まず1点目は、従業上の地位に係る選択肢の変更に伴う情報共有・提供の実施についてです。先ほど説明いたしました前回答申における今後の課題への対応により、従業上の地位に係る選択肢を変更することに伴い、当該変更前後の調査結果に差異が生じることが想定されます。このため、円滑な調査実施を図る観点から、都道府県と更に情報共有を行うことや、統計利用者の利便性等を図る観点から、変更前後の差異について、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすく説明することを課題として付しております。

2点目は、未活用労働に係る各指標に関する情報提供の実施についてです。今回の変更により、ILLO決議に準拠した未活用労働に関する各指標を作成することになりますが、その利活用に当たっては、各指標を作成する趣旨や、これらの指標に係る諸外国における状況について、統計利用者に正確に理解されることが重要であると考えております。このため、統計利用者の利便性等を図る観点から、各指標の公表に当たっては、国際比較の観点に十分留意しつつ、諸外国の状況と比較・分析した資料を作成の上、ウェブサイト等において情報提供を行うことを課題として付しております。

なお、13ページに添付しておりますが、部会では、この課題の検討に当たりまして、今回ILLO決議に伴い、我が国が作成する新たな指標と、アメリカなど諸外国の関連する指標との対応関係について、確認を行った次第でございます。

労働力調査の答申案についての報告は、以上です。よろしくお願ひします。

○西村委員長 ありがとうございました。それでは、ただ今の答申案の御説明について、御質問あるいは御意見がございましたらお願ひいたします。

特にないようですので、それでは、答申案についてお諮りいたします。労働力調査の変更についての本委員会としての答申は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料1によって、総務大臣に対して答申いたします。人口・社会統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。諮問第103号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」につきまして、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 おはようございます。それでは、御説明をいたします。資料2を御準備いただければと思います。資料2の1枚目の諮問文にありますとおり、今般、経済産業大臣から、基幹統計調査、具体的には経済産業省企業活動基本調査の変更について申請がございました。そこで、この申請に対して承認の適否を判断するに当たりまして、皆様の御意見をお聞きするというものでございます。具体的な説明につきましては、いつもながら資料の一番下に横置きの諮問第103号の概要を用意しておりますので、そちらで御説明をいたします。よろしいでしょうか。

まず、1枚目の裏側、2ページ目、この調査の現時点における概要をまとめております。

この調査、その名称が示しますとおり、企業活動の実態を明らかにするということを目的としておりまして、下の調査事項欄にありますとおり、企業の資本金、設立、組織、関連会社の関係、取引状況など、幅広く調査するものになっています。調査の範囲につきましては様々な業種にわたっておりますが、経済産業省が所管する業種を中心に調査されています。ですので、製造業や商業部門は全体を対象としているのですが、それ以外は、星印を付けておりますとおり、一部ということになっております。そして、従業者50人以上、かつ、資本金額又は出資金額3000万円以上というものの全数を対象として、期日等の欄にありますとおり、毎年5月から7月にかけて行う年次調査でございます。

また、右下の調査系統・方法欄にありますとおり、民間委託による郵送・オンラインということで行われております。公表につきましては2段階で公表していますが、速報につきましては、実際問題として調査実施の6か月後ということですので、年次調査としては早い段階での公表が実現されていると言えるかと思います。以上が調査の概要でございます。

次、3ページ目、本調査の主な利活用というのを挙げております。1の施策上の利用、それから3の学術利用といったものは一般的に多くある利用ですが、この調査の特徴的なところは2の部分です。他の調査を実施するに当たっての母集団名簿の一部として用いられたり、他の類似調査に対してデータ提供を行う、そして、提供を受けた調査にあっては、その部分の報告を記入不要とすることによって、報告負担の軽減に貢献しているところでございます。

それでは、今回の具体的な変更内容について御説明をいたします。資料4ページ目以降でございます。大きく分けまして、調査事項、集計事項、公表時期、この3つですが、4ページ、5ページは、調査事項の変更について列記しております。

調査事項につきましては、大規模な変更があるわけではありません。例えば（1）ですが、この調査、従前から経理事項について、税込み記入を原則としつつも、税抜きの記入も許容しており、事実上、報告者の状況によって選択可能ということになっています。ただ、税込みを原則とするという建前から、現状の欄にありますとおり、税抜きのチェックボックスだけが設けられています。そこで、今回、回答内容のより正確な取扱いの確保という観点から、税込みの箱も設けるというものです。このほか、（2）、（3）は、調査票で用いる項目名の変更ということになります。

5ページに参りまして、（4）は、従前から設けられている調査事項について、選択肢を追加するというものでございます。（5）のみが新規事項で、法人番号を把握する予定とされています。以上が調査事項の変更です。

次に、6ページ目、集計事項の変更に参ります。（1）は、先ほどお話しした調査事項の変更に伴う修正です。それから（2）ですが、細かい話ではございますが、集計表相互間で、同様の内容を集計しつつも、集計区分が若干異なっていたということがあって、それを合わせるというもので、調査票に変更が生じるものではございません。そして（3）、有用性を向上させるための表章の変更しておりますが、具体的には、その下に記載しておりますとおり、コスト・ベネフィットを考慮した集計事項の一部取りやめというもので

す。

若干、口頭で補足をいたします。この調査の確報につきましては、全部でおよそ40表の集計表があるのですが、表ごとの利活用にはばらつきがあります。また、表の中では、産業小分類別であるとか、かなり細かなクロス集計をしているものも多く、結果として、一部の表では秘匿が多数発生していて、集計はしても、結局具体的なデータが表章できないといったような状況も見られるところでございます。

このような秘匿作業というのは、もちろん機械的にできるところもあるのですが、人の目で判断しながら手作業で行う部分もある。かなり作業負担もあるということでございます。そこで経済産業省としては、ダウンロード数が少ない統計表や、秘匿比率が高い集計表の一部を取りやめて、その集計業務の整理によって得られたリソース、これを、提供情報の充実であるとか、次の3.で記載しています公表時期の早期化に振り向ける等、別の角度から活用したいとしております。統計表の有用性の向上と記載したのは、そういった意味でございます。

なお、本調査については、二次的内容、すなわち、調査票情報の提供といった形での利用も相当程度なされているとのことですが、今回の変更、調査する内容そのものが減ったりするものではございませんので、注にも記載しましたとおり、二次的な利用については影響がないということを申し添えます。

今、補足した内容につきましては、本日の資料の一番下、参考の2として添付した経済産業省クレジットの資料を要約させていただいたものではございますが、部会の中では更に詳細な資料を準備して確認をお願いしたいと考えております。以上が集計事項の変更でした。

そして、変更事項の最後、公表時期の早期化でございます。6ページの3.でございますが、これは、今申し上げた集計事項の整理により得られるリソースの活用の一方策ということで想定されているものです。

以上が今回予定されている変更内容ですが、今の説明で御認識いただきましたとおり、大規模な変更というものはございません。ただ、集計事項の一部取りやめにつきまして、その理由、あるいは取りやめに代わる代替措置の確認が必要ということで、今般諮問させていただいた次第でございます。

このようなこともありまして、最後の7ページに今回想定される論点をまとめておりますけれども、1つ目としては、集計事項の整理についての確認を論点の一つとして予定しております。また、このような形で、今回、部会のお時間をいただきますので、この調査の将来的課題といったことについても御意見をいただければと考えております。

この調査、前回は平成22年に答申されたのですが、その際には、注2に記載しております2つの事項が課題として付されました。その後、事業所母集団データベースの整備も踏まえまして、一番下、注3に記載された第Ⅱ期基本計画の中の課題として吸収され、現在、政府部内で検討がなされているというところですが、今後、新たな基本計画に向けた経済統計に係る審議の中でも、企業統計の在り方というものが議論されようかと認識しております。

このような状況から、企業統計におけるこの調査の位置付け、それから今後の方向性について、現時点における経済産業省の考え方を説明していただいて、それについての意見を頂戴する、それが今後の基本計画審議の一助になるのではないか、そのように考えております。

以上、雑ぱくではございますが、今回の諮問内容の概要でございます。よろしく御審議のほど、お願ひいたします。

○西村委員長 ありがとうございました。本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますか。

どうぞ、川崎委員。

○川崎委員 ありがとうございます。2点ほど意見を申し上げたいと思います。

1点目は、本件の部会への付託という手続的な話ですが、これは別に問題があるとかいうことを申し上げているのではないのですが、今の御説明にもあったとおり、また、この参考資料などを拝見してもそうですが、変更自体は非常に軽微なものであって、私はこの話を最初伺った時に、軽微案件として扱って、部会審議もなくても良いかと思っていたのが正直なところでした。最終的には、いろいろ御検討いただいた上で部会審議ということだそうですが、そういう意味では、この7ページ目のところに、将来的課題についての検討が必要だという御判断で部会審議をされているのは、それはそれで大変結構なことだと思います。今後もいろいろな申請案件が出て参りますが、調査事項や集計内容の変更が、比較的小規模なものについては、委員会や、あるいは調査実施者側の負担を軽減するという観点から、また効率的な審議の観点から、軽微案件として扱うことも引き続き検討していただけたらありがたいと思います。これが、1点目の意見です。

それから、2点目は、部会審議はできるだけ軽微にということを申し上げながらも、それと矛盾することを申し上げますが、今度は、資料2の別添というところに、経済産業省からの申請書類がございます。これを見て、部会審議の中でこの点も御審議いただけたらという意味で意見を申し上げます。18ページ目に調査票がございます。この右上の枠のところに、調査対象者に対しての伝達事項が記載してあるわけですが、これの2番目の書き方の表現です。こちら、わりと珍しい表現ではないかと私は感じました。私の理解が浅いのかもしれません、「この調査票は統計を作成するために使われるもので」と、ここまで普通ですが、「報告者に利害関係を生じるような目的に使用されることはありません」と、このように記載してあります。この表現はわりと珍しい表現ではないかと思います。企業・事業所統計の関係でも、ある程度統一的なスタンスの伝達というのは必要かと思いますので、こここの表現というのは結構大事かと思います。「秘密」という表現は記載されていませんが、これで良いのだろうか、と思います。企業活動基本調査は、いろいろな企業あるいは事業所の統計の一つの重要な柱ですので、こここの表現のところについても、他の統計への影響もあるかもしれないということで、議論の中で御留意いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今、川崎委員がおっしゃったことの2点については、また部会でお願いしたいと思います。この件については、1つは表章の数を減らすというのがあって、それがコスト・ベネフィットから減らすのですが、それはやり方としては良いですけれども、それについて何も審議せずにしてしまうのはまずいかと思いまして、こういう形にお願いするという形になりました。調べているものは変わりませんので、そういう意味では全くの軽微ですが、今後もこういう形で、中身は変わらないのですけれども、表章の仕方を変えるというようなことについて、どういうような考え方、一つのベストプラクティスの最初になるようなことだと思いますので、その点を含めて審議していただきたいと思います。

それから、二つの点ですが、これも確かに、よく考えてみると結構微妙なところがありますので、これについてもどのようにするか、どのように考えるべきかと。全体の統計の利用ということを前提として御審議いただければと思います。

ほかにございますか。

どうぞ。

○宮川委員 部会で審議をすれば良いと思っているのですけれども、4ページの調査事項の1の（3）の「有形固定資産の当期除却額」の変更について、これは「無形固定資産の当期減少額」となっているバランスから「有形固定資産の当期減少額」にするということで結構だとは思うのですけれども、そのほかの、例えば法人企業統計調査とか、同種の統計で、同じような用語になっているのかどうかということだけ、チェックをされておいた方が良いのではないか。つまり、この項目は、ほかの統計でも企業が回答すると思いますので、用語は各統計間で統一できるようにした方が良いのではないかと思います。委員会で調べた結果を教えていただけるとありがたいと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。実は、私も同じことを考えていて、除却というのが一般に使われていますし、それと、調査対象者が何か誤解するようなことがあっても困りますので、ほかの調査との関係を含めて、少し考えていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、本件については、今の御意見も踏まえて、サービス統計・企業統計部会で御審議いただき、その結果について本委員会に御報告いただくということにいたします。

西郷部会長、よろしくお願ひいたします。

○西郷委員 承知しました。

○西村委員長 次に、議事の3の「その他」に移ります。参考3のとおり、基幹統計調査について、軽微な変更として総務大臣が承認を行ったとの報告がなされています。これに関連して、文部科学省から参考4が提出されておりますので、御説明をお願いします。

○高橋文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室長 文部科学省でございます。参考資料の4を御覧いただきたいと思います。学校基本調査に係る軽微変更についてという資料でございます。具体的には、学校基本調査における中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握についてでございます。

学校基本調査に関しましては、平成26年の学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更についての答申におきまして、今後の課題として幾つか御指摘をいただいております。これは参考資料4の裏に別紙としてございますが、文部科学省として御指摘をいただいているのがこの5つでございまして、今回はこの4番につきましての説明でございます。4番につきましては、平成29年度調査を目途に実施をするということで御指摘をいただいているものでございます。

参考の4の方に戻っていただきまして、一番上のパラグラフのところでございますが、このような形で、今後の課題として、4番が指摘をされているところでございます。当省としては、当該指摘事項に従った変更を行うこととしているところでございます。しかしながらということですが、遅くとも平成29年度の調査を目途として実施をする「中学校卒業者の就職者の正規・非正規別の把握」につきまして、理由は後ほど申し上げますが、29年度の本体調査における対応が困難となったことから、以下のとおり、当省の対応方針等について説明を申し上げるところでございます。

1番の対応方針のところを御覧いただきたいと思います。本来であれば、この答申における御指摘を受けまして、学校基本調査におきまして、中学校卒業後の状況調査票の中で所要の事項につきまして、その把握を行うための変更を行う必要があるという状況にございます。しかし、当該の変更のために、同調査票に係る電子調査票の改修等を行う必要がありまして、これらに要する費用及び期間を、平成29年度の本体調査の実査、今年の4月に実査を行うわけですが、それまでに確保することが困難な状況となっているところでございます。

このためというところですが、平成29年度におきましては、別途、一般統計調査として、当該状況を把握するための調査を実施させていただきたいと思います。その調査結果を、本年12月公表予定の学校基本調査の本体の調査の結果報告書、それからインターネットに併せて掲載することで、対応させていただきたいと思っているところでございます。平成30年度からは、本体調査、学校基本調査の本体の調査の中で速やかに把握をできるようになりたいと考えているところでございます。

具体的に、ではその付帯調査という形で一般統計調査によって行わせていただく場合の、少し細かいお話をさせていただきたいと思います。2番のところでございます。まず、(1)の調査対象の範囲及び報告者数でございますが、学校現場の負担軽減の観点から、平成29年度の学校基本調査において、学校基本調査は8月の上旬に一旦速報値をまとめ、それから12月に最終結果を報告させていただくものでございますが、速報値を、夏に集計をする際に卒業者の中で就職者がいたと回答した中学校を対象として実施をしたいと思っております。恐らく全国の中学校、約1万校ございますが、このうちの2,000~3,000校だろうと想定しているところでございます。

それから、(2)の報告を求める期間でございますが、学校基本調査の速報値は8月上旬にまとめますので、これ以降の時期に、当該データに基づいて、卒業者に就職者がいたと回答した全ての中学校を対象に調査票を配布いたしたいと思います。

そして、(3)の調査結果の公表の方法及び期日ですが、12月、年末に公表を予定して

おります学校基本調査の本体調査の結果報告書や文部科学省のホームページ及びe-Statにおきまして、付帯調査の結果を併せて掲載をさせていただきたいと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、平成30年度におけるシステム改正のための予算をしっかりと確保していくための努力を、文部科学省としてはしていきたいと考えております。このような形での実施を、平成29年度についてはよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございました。理由はシステムの変更が難しいという、非常に身につまされる話ですが、システムを作るときにできるだけ柔軟な形で設計していただくと楽ですけれども、こういうことがあるということで、今後、こういうシステムを考えるときには、柔軟性があるような形で作っていただくという形が望ましいと思います。そうでないと、この場合には、本体調査ではなく付帯調査でやりますから、その部分でまたコストがかかるわけですよね。時間もかかりますし、それから速報でやりますから、確報と違って、場合によっては幾つかの学校が抜けるという可能性もあるということになりますので、あまり望ましい形とは言いがたいという形になります。予算とかそういったものから仕方がないということであることは全く理解しているわけですけれども、今後、こういうようなことについての、できるだけ早目の対処というのをお願いしたいと思います。

そのほか、何か質問と御意見はございますか。

よろしければ、この件で、本件に係る報告を終わりにいたします。次の議事に移ります。先月、新たに設置しました国民経済計算体系的整備部会が、最初の審議を行いましたので、その報告を受けたいと思います。

宮川部会長、御説明をお願いいたします。

○宮川委員 それでは、私から、国民経済計算体系的整備部会の審議状況を御報告いたします。資料3を御覧ください。国民経済計算体系的整備部会は、前回2月23日の統計委員会で新しく設置され、同日諮問されました「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」を、基本計画部会と分担して審議することとなりました。本日までに、3月10日に第1回部会を開催いたしましたので、その審議結果を報告いたします。

本部会では、昨年12月に経済財政諮問会議で決定された「統計改革の基本方針」の別紙1、2に掲載された事項を中心に、現行基本計画の評価も踏まえて、課題を精査・具体化し、次期基本計画の方向性等について議論を取りまとめることとされております。当面の部会開催日程は、資料3の参考2のとおりでございます。第1回部会は、参考3と下に記されているものでございます。

第1回部会では、法人企業統計、毎月勤労統計、建設総合統計、建築着工統計、建築物リフォーム・リニューアル統計、訪日外国人消費動向調査の課題について審議いたしました。審議に提供されました内容の詳細についてですが、これは資料の参考1を御覧ください。資料3のところを1枚めくつていただいたところです。

各統計につきまして、同じような形式で資料が提出をされております。法人企業統計について見てみると、まず1ページ目上段に、統計改革の基本方針での対応方針です。中

ほどに、現行基本計画に該当項目がある場合はその内容、その下に、これまでの統計委員会の意見というものがございます。それが2ページ目まで続いておりますが、ページをめくっていただきますと、2ページ目の下の方に、各種研究会等で指摘がある場合にはその内容、その下に、担当府省の取組状況の概要といった現状を整理しております。

部会では、更に担当府省からの取組状況について、追加的な資料も用いて説明がありました。こうした現状について情報共有をした上で、参考1の次のページ、3ページ目の下ですが、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方について、事務局が用意したたたき台を基に議論をして、方向性を整理しました。この時期基本計画における取扱い及び基本的な考え方（案）は、基本方針等の課題のうち、次期基本計画の計画期間開始前の平成29年度までに実施済みが想定されるものを除いて、全ての課題を次期基本計画に盛り込むという考え方で作成をされております。

それでは、本体の資料に戻って、項目ごとの審議結果について御説明をいたします。今、申し上げました資料が、統計ごとに、総務省統計委員会、それから担当府省から御説明されて、それから審議に入って、審議を行ったということでございます。

まず法人企業統計でございますが、資料3に戻っていただきまして、1ページ目の点線四角内が、先ほど資料でお示しした次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方でございます。基本的な考え方の①、②、③、④については基本計画に盛り込むということですが、当初の考え方では、⑤の設備投資のサンプル断層調整値の公表については本年度中に結論としていて、次期基本計画には記載しないということでしたが、審議の結果、本年度中に結論としておるので、結論を見てから次期基本計画の取扱いを決定するということにいたしました。

なお、基本的な考え方の方でも、当初は開始時期が明示されているだけというものがございましたけれども、ここでは、私どもの部会というのは、国民経済計算体系の整備のために一次統計をどう活用していくかということも一つの目的ですので、審議の中では、私の考え方として、特に四半期速報の1次QEに間に合うような早期化、それから研究開発投資の調査等については、次期のSNA基準改定までにめどを立てるというような、一種の到達点をある程度明確にするということを、一つの基本計画に盛り込む内容にしたいと考えております。先ほどと繰り返しになりますが、研究開発投資の内容の調査については、次期SNAの基準改定までにめどを立てて、遅くとも次期基本計画の期間内に前進的な結論を得る期限が望ましいと考えております。

それから、これは研究開発投資、③のことでございますが、②についても同様な目標期間で推進をしてもらいたいということを基本計画に盛り込みたいということで、お願いをする予定でございます。

次に、毎月勤労統計でございます。同じように、点線四角の枠組みが、次期基本計画における取扱いの基本的な考え方（案）のたたき台でございます。これは基本的には、今年1月の統計委員会で、サンプル替えの際に議論されました内容が、ほぼ盛り込まれていると考えております。したがいまして、基本的な考え方というのは、毎月勤労統計調査においては、平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け、着実に進め

る。また、その結果については、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないように努めるということで、このたたき台のとおりで了承をしております。ただ、審議の中では、母集団を事業所母集団情報データベースの年次フレームに変更することに対応した標本抽出方法や、復元方法の工夫に留意する必要があるという結論にはなっております。

次に、建設総合統計、建築着工統計、建築物リフォーム・リニューアル統計についてです。こちらも、点線四角囲みのものがたたき台ということになっております。この中では、建設総合統計に関連する課題については、平成29年度中に実施予定ということで、次期基本計画の課題から除外するとなっていました。公共工事出来高と決算書の整合性の確認とか、公的資本形成についてのQEとGDP年次推計との乖離の原因の検証等でございます。ただ、検証はされても、更に改善に向けた取組が必要になると考えられるという議論が出てまいりましたので、その検討も含めて、次期基本計画の課題とする方向になりました。

そのほか、基本的な考え方については、2点、建設着工統計の補正調査における標本設計の見直し、データの精査の徹底等により精度向上を図る等、また、建築物リフォーム・リニューアル統計の産業連関表及び国民経済計算への反映といったものについては、担当府省が具体的実施時期を明示して、その適否を後に本部会で判断するということを条件に、たたき台のとおりということで了承をいたしました。

最後に、訪日外国人消費動向調査でございます。点線四角囲みのたたき台では、この都道府県別の訪日外国人旅行消費額の把握をするための標本規模拡大を、次期基本計画の開始までに実施する予定であるということから、対応済みとしたわけですが、現在の日本において、観光の位置付けは非常に重要である。そのために本統計も将来的に重要な統計であるという意見が出ましたために、予備調査を踏まえた見直し後の調査結果についても引き続き注意していくこととなりました。その観点から、観光庁において精度向上の取組が継続的に行われるよう、次期基本計画に盛り込む方向で考えることにいたしました。

以上のとおり、基本的にはたたき台の内容を中心とする方向で了承いたしておりますが、実施時期を明確化するとともに、次期基本計画の開始前に実施予定の課題であっても、幾つかの課題については継続的なチェックの必要性等を鑑み、次期基本計画に盛り込む方向で考えることとし、具体的な文章表現は部会長と事務局で検討することになっております。

長くなりましたが、私からの報告は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございました。何か御質問あるいは御意見等はございますか。

非常に多岐にわたっているので、細かい点について、もし後でお気付きの点がありましたら、また部会の方にフィードバックしていただきたいと思います。

それから、もう1点、調査して終わりというのではなくて、きちんとそこで問題が生じているならば、それに対する対応策を対処するというフォローアップのことは非常に重要ですので、その点について、きちんと部会の方で姿勢を出していただけたということは、非常に重要なことだと思います。

今はこの形になっていますが、場合によっては、今後のいろいろなほかの審議のところ

の立場から追加的な論点が出てくるかもしれませんので、その点についても柔軟に対処していただけようにお願いしたいと思います。

○宮川委員 承知いたしました。

○西村委員長 それでは、よろしければ、引き続き国民経済計算体系的整備部会での審議、よろしくお願ひいたします。

次の議事に移ります。先般、経済産業省の纖維流通統計調査の公表値において不適切な処理が報告されましたが、それを機に、総務省政策統括官室において、調査実施府省における統計法遵守の状況を一斉点検いたしましたので、本日は現段階での進捗状況の報告を受けたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室でございます。それでは、私どもで実施しております一斉点検の現状について御説明させていただきます。この一斉点検は、ただ今の委員長の御発言にもありましたように、纖維流通統計調査における不適正事案の発覚を契機といたしまして、平成21年の統計法全面施行後に実施・公表された全ての統計調査及び、統計調査以外の方法で作成される基幹統計につきまして、統計法に基づき承認を受けている調査計画や通知された作成方法と、実際の作成・提供等の内容とにそごが生じていないかについて、所管府省に点検を要請し、私どもでその点検結果の精査を行っているものです。本日のところは、372統計調査と5基幹統計の377統計調査等と多数の統計調査を対象としていることや、何らかの問題が認められる事案につきまして、報告された点検結果を慎重に精査していることから、口頭による現状報告となりますことを御容赦ください。

さて、現在のところ、5基幹統計には特段の問題は認められませんが、372統計調査のうち、基幹統計調査16調査を含めました137統計調査、これは統計調査全体の約37%になりますが、その部分につきましては、軽重はございますが、統計法上の問題を精査する対象となっています。ただし、纖維流通統計調査と同様又は類似した事案は、現在のところ確認されておりません。

この精査対象となっている事案の概要を御説明申し上げますと、137統計調査のうち8割近くは、公表の遅延でありますとか、一部公表事項が未公表になっているなど、調査結果の公表に係るものであります。これに調査期間が計画とずれているものを加えますと、全体の9割以上ということになっています。

この公表の遅延につきましても、1か月程度の遅延というものから、中には1年を超えるものなど、様々で、更にその原因も、事務処理の単純な遅れに起因するものから、そもそも設定された期日自体に無理があったものまで、区々となっています。また、一部未公表につきましては、何らかの意図を持って未公表としているわけではなく、主に計画していたクロス集計を実施するに十分な調査結果が得られなかつたことや、当初の計画の検討が十分でなかつたことなどに起因するものです。

一方、137統計調査の一部には、承認を得ないまま、報告者数を大幅に増減している事例や、調査票の電磁記録媒体が保存されていないなどの事例も見られることから、これらの事例に関しましては、関係府省とともに、改善方策も含めた検討を行っているところで

す。

点検結果につきましては、次回、4月の統計委員会に何らかの資料を提出いたしまして、今後の対応方策も含めて御報告すべく、精査・検討を加速しておりますので、その点、よろしくお願ひいたします。

私からの現時点での報告は、以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございました。正式な報告は来月とのことです、今回の報告について、何か御質問あるいは御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、本件については引き続きよろしくお願ひいたします。次回にもう少し長くきちんと議論したいと思います。

それでは、本日用意いたしました議題は以上ですので、次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、4月20日木曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め、詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第107回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○山澤総務省統計委員会担当室長 なお、この後、本会議室にて、基本計画部会・横断的課題検討部会の合同部会を開催いたします。引き続き御出席いただきますようお願いします。

傍聴者の入替えがありますので、しばらくお待ちください。